

会 議 録

会議名	庁議
開催日時	令和4年11月7日（月）午前11時から午前11時30分まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	委員：辻市長、森吉副市長、吉田副市長、小川教育長、小泉参与、山本危機管理部長、山崎市長公室長、前田総務部長、堂ノ上福祉部長、森市民生活部長、岩井子育て健康部長、八木都市デザイン部長、藤原消防長、西川政策・資産マネジメント担当課長、藤井企画経営担当課長、奥人事課長、古川総務部次長兼財政課長、大西総務管財室長兼財産管理担当課長 担当部：森下上下水道部長、林田上下水道部次長、藤井上下水道部次長兼経営総務課長、北橋お客さまサービス課長、藤原浄水課長、一井水道工務課総括参事、田伏浄水課総括参事、井阪経営総務課総務企画係長 事務局：東政策企画室長、田嶋政策企画室政策・資産マネジメント担当総括主幹
議事次第	大阪広域水道企業団との水道事業の統合について
会議資料	次第 【資料番号1】大阪広域水道企業団との水道事業の統合に関するこれまでの経過と今後の予定について 【資料番号2】大阪広域水道企業団との水道事業の統合に関する議員からの意見について 【資料番号3】大阪広域水道企業団との統合に関する検討状況等について 【資料番号4】和泉市水道料金、下水道使用料の福祉減免制度の対応について 【参考資料1】和泉市政策調整委員会要綱 【参考資料2】令和4年6月30日政策調整委員会議事録 【参考資料3】令和4年8月9日政策調整委員会議事録 【参考資料4】和泉市政策調整委員会付議要求書（6月30日政策調整委員会資料）
会議の要旨	・大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合については、統合に向けて検討、協議を進めることを本市の方針とすることを庁議での了承とした。なお、水道料金と下水道使用料の福祉減免制度については、大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合後3年を目途に経過措置期間を設けた上で、制度廃止する方針で調整を進め、統合の如何に関わらず見直しを行い、その他、代替の福祉施策は実施しないことで、議会への対応を行うこととした。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
事務局	<p>本日の議題は「大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合に係る方針決定について」となり、和泉市政策調整委員会要綱第6条第4項の規定に基づき、政策調整委員会の審議結果を報告した上で、最終の意思決定を審議するものである。</p> <p>政策調整委員会の委員長である森吉副市長から審議結果の報告を願う。</p>
	<p><b>【議題 大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合に係る方針決定について】</b></p>
森吉副市長	<p>本件については、和泉市政策調整委員会要綱第6条第1項の規定に基づき、令和4年6月22日付けで、上下水道部長から付議要求があったものであり、その後、3回にわたる政策調整委員会において、庁内調整を図ってきたものである。</p> <p>まず、審議結果としては、「大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合については、統合に向けて検討、協議を進めること」とした。</p> <p>なお、今回の審議と関連して、福祉減免制度について庁内調整を図り、「水道料金と下水道使用料の福祉減免制度については、大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合後3年を目途に経過措置期間を設けた上で、制度廃止する方針で調整を進め、統合の如何に関わらず見直しを行い、その他、代替の福祉施策は実施しない」ことを確認した。</p>
事務局	<p>担当部から説明を願う。</p>
森下部長	<p>審議内容は、これまで検討を行ってきた「大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合」について、その方針決定を願うもので、案件の概要は、人口減少等、社会情勢の変化に対応するため、大阪府において平成24年3月に「大阪府水道整備基本構想」が策定され、府域水道の運営基盤強化を図る方策として、水道事業の広域化が有効であると、大阪広域水道企業団を核とした広域化を推進し、府域一水道をめざすこととしている。これに基づき、大阪広域水道企業団では協議の整った市町村から順次統合を行ってきており、これまで14団体と統合済みで、現在、統合検討団体から脱退した大東市を除く本市を含めた7団体が令和6年4月に向けた統合検討を行っており、これが実現すれば、大阪広域水道企業団が府内市町村の約半分の水道事業を担うこととなる。</p> <p>和泉市水道事業の検討状況としては、令和4年1月に大阪広域水道企業団と覚書を締結し、検討・協議を重ね、また、議員全員協議会などで説明を行ってきており、「水道事業の統合について」、本市の方針決定を行うもの。</p> <p>なお、統合の効果としては、水道専門職を安定的に確保できることにより、老朽管路更新を確実に実施できることや、統合交付金を最大限活用することによる水道料金値上げの抑制が図られるものである。</p>
上下水道部	<p>資料番号1</p>

令和4年度のこれまでの経過として、令和4年7月26日の議員全員協議会及び同年9月14日の都市環境委員会協議会で議会に対して説明し、同年9月29日には、それらを踏まえた一般質問も受けた。

今後の予定としては、令和4年第4回定例会において、大東市を除く統合検討団体7団体と大阪広域水道企業団との統合素案を議会に対して報告し、令和5年第1回定例会では大阪広域水道企業団規約変更議案を提案することとなる。

本日の目的は、政策調整委員会の審議結果を踏まえて、庁議において市の方針を意思決定するものである。なお、この意思決定が令和4年第4回定例会後では、他の6団体に影響を及ぼすため、今が意思決定を必要とする時期となる。

#### 資料番号2

議員からの意見を簡単に説明する。

統合に関する意見として、1番大きな意見は、今が統合すべき時期なのか、統合する時期が早いのではないのかという意見。

メリット・デメリットに関する意見としては、和泉市がメリットであるとする補助金について、今後、補助金の拡充が想定されるのではという指摘。また、統合後には議会の関与が無くなること。

その他の意見として、福祉減免制度の対応は、統合の方針決定と同時並行して結論を出すべきとのこと。

#### 資料番号3

他団体の統合状況として、平成29年から既に14団体が統合済みとなっており、令和4年1月に和泉市を含む8団体が大阪広域水道企業団と「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」を締結した。その後、大東市のみが統合を断念している。

上下水道部の考えとしては、「おおさか水道ビジョン」に基づく広域化の方向性がある中で、協議の整う団体から順次統合し、経営の一体化・事業統合を進めるものであり、主なメリットは、老朽管の更新や耐震管率向上に取り組むための早期体制づくりの実現、一方で、和泉市及び議会の決定権が無くなることはデメリットであると考えている。

統合の時期に対しては様々な意見があるが、統合するという方向性自体には反対が少ないと認識し、引き続き、統合へ向けた手続きを進めつつ、議会にも丁寧な説明を行うべきと考える。

#### 資料番号4

統合の議論と平行して福祉減免制度の整理を進めた。

福祉減免制度は水道料金が平成元年、下水道使用料が平成2年に制度を開始し、令和3年度の決算額は、あわせて約6,000万円となる。

今後の人口減少に伴う給水収益の減や水道管路更新の費用負担の増を考慮すると、受益者負担の公平性の観点から福祉減免制度の見直しが必要となる。

また、大阪広域水道企業団が、福祉減免制度を引き継がない方針を示しているので、

事務局	<p>今が見直しの対応を整理すべき時期となる。なお、下水道使用料も水道料金と同対応とするものである。</p> <p>長年の施策実施による対象者への影響や周知の面を考慮した結果、令和6年度から3年間の経過措置期間を設けた上で、令和8年度をもって廃止するものと整理した。なお、この経過措置の取扱については、和泉市から大阪広域水道企業団への委託事業となり、費用負担は一般会計の負担を考えている。</p> <p>所管部から説明があった。</p> <p>先の政策調整委員会でも、統合効果の確認はもちろんのこと、福祉減免制度に関する考え方の整理や市内事業者の受注機会確保の確認など、様々な事項について、庁内の認識合わせを行った。</p> <p>この場で改めて確認すべきことも含めて、意見・質問等はないか。</p>
小泉参与	<p><b>【質疑】</b></p> <p>大東市が統合検討団体から脱退したとのことだが、どのような過程で脱退したのか。</p>
森下部長	<p>令和4年8月12日までに市の意向を大阪広域水道企業団へ報告する必要があり、その時点で、和泉市は「協議を継続する」旨を回答したが、大東市は「協議を継続しない」旨を回答した、と大阪広域水道企業団から聞いている。</p>
辻市長	<p>大東市が脱退した過程について、状況把握に努めるように。</p>
森下部長	<p>承知した。</p>
吉田副市長	<p>本日の本市の決定事項については、これから議会と調整が始まると考えるが、どのように考えているのか。</p>
森下部長	<p>引き続き各議員に説明し理解を得たいと考える。</p>
吉田副市長	<p>現在、支援が必要な人に対して必要な支援が行き届くように、補助金など福祉的施策の見直しを進めており、その方向性の確定には約3年要すると考える。今回の福祉減免制度の見直しに関して、代替措置や福祉的措置をしないことについては、市長の政治的判断が必要となる。</p> <p>なお、今回の福祉減免制度の見直しに関して、代替措置や福祉的措置をしないことについては構わないが、今回の決定により職員の福祉的施策に対する意識が低下しないように、引き続き、補助金など福祉的施策の見直しを進めたい。</p> <p><b>【結論】</b></p>

事務局	<p>他に質疑等が無いようなので、全委員に諮る。</p> <p>「大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合については、統合に向けて検討、協議を進めることを本市の方針とする」ことを庁議での了承とし、「水道料金と下水道使用料の福祉減免制度については、大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合後3年を目途に経過措置期間を設けた上で、制度廃止する方針で調整を進め、統合の如何に関わらず見直しを行い、その他、代替の福祉施策は実施しない」ことで、議会への対応を行うこととしてよろしいか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
事務局	<p>最後に市長から一言お願いします。</p>
辻市長	<p>本日は、和泉市が今まで引き継いできた水道事業の広域行政化という非常に重要な案件を審議し、そして、大阪広域水道企業団と統合に向けて検討、協議を進めることを本市の方針として決定した。</p> <p>今回の広域化については、補助金の活用という財政的な利益だけではなく、今後の人口減少社会を見越した上で、必然的なものである広域行政による効率化を活かすことで、市単独の行政では課題である専門職の安定的な確保や技術継承などの課題解消、それに伴う結果として、老朽管の更新及び耐震管率の向上が達成され、将来にわたって安全・安心な水道供給、すなわち市民に対する市の責務をより確実なものにできると期待する。</p> <p>大きな変化、大きな見直しについては、どうしても不安がつきまとうものではあるが、常に市民への影響を第一に考え、将来の和泉市をしっかりと見据えて、引き続き、庁内調整や大阪広域水道企業団との調整等の手続きを着実に進めるとともに、市議会に対しても丁寧な説明を努めるように。</p>
事務局	<p>これで「大阪広域水道企業団との水道事業の統合について」の庁議を終了する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>